

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 15日

都道府県知事
岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 岩手県北上市和賀町後藤2地割106-6

氏 名 株式会社 I J T T

工場長 伊藤 公一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0197-56-7111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 I J T T 北上製造部 鋳造第3グループ
事業場の所在地	岩手県奥州市前沢古城字姥沢105-10
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	輸送用機械器具製造業・自動車部分品・付属品製造業
② 事業の規模	製造品売上額等 1679億/年 (2023年3月31日現在)
③ 従業員数	4304名 うち奥州地区76名 (2023年3月31日現在)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 I. 産業廃棄物の一連の処理工程参照



(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 II. 産業廃棄物処理に係る管理体制参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	鉱さい・ガラス陶磁器・ 廃プラ・木くず	
	排 出 量	4,790.21 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	別紙 III. 産業廃棄物の排出量抑制に対する対応事項		
	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	鉱さい・ガラス陶磁器・ 廃プラ・木くず	
	排 出 量	4,550.0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
別紙 III. 産業廃棄物の排出量抑制に対する対応事項			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
①現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
①現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙のとおり

		【前年度（令和 4 年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	4,790.21t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	4,790.21t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
別紙 IV. 産業廃棄物の処理の委託に関する現状と計画			

②計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	4,550.0 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	4,550.0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
別紙 IV. 産業廃棄物の処理の委託に関する現状と計画			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

III. 産業廃棄物の排出量抑制に対する対応事項

2023年6月1日

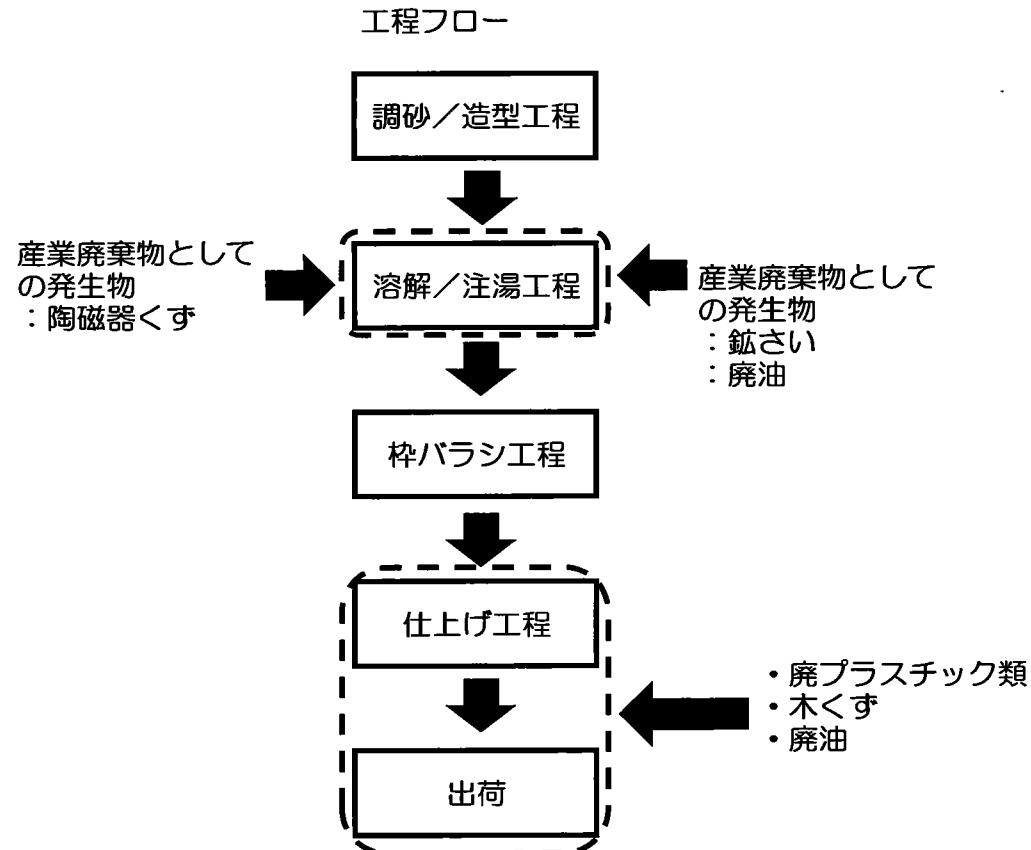
(株) I J T T 北上製造部 鋳造第3グループ

単位: ton

産業廃棄物の種類	令和4年度実績値	令和5年度目標	削減目標量	目標達成の為の施策（検討事項含む）
鉱さい	4352.7	4178.5	▲ 174.2	再利用可能な廃鋳物砂の再利用検討継続
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器きず	284.91	275	▲ 9.9	安価煉瓦採用による操業後煉瓦残量減少による産業廃棄物発生量の抑制
廃プラスチック類	118.18	85	▲ 33.2	設備定期修繕部品の長寿命化による排出量抑制
木くず	13.4	8	▲ 5.4	材料納品時荷姿改善及びパレット返却による排出量抑制
廃油	21.02	3.5	▲ 17.5	再利用
合計	4790.21	4550.0	▲ 240.2	

※令和3年度は生産量減少により産業廃棄物全般の排出量が減少した。その為、目標値は令和3年度ベースで算出

I. 産業廃棄物の一連の処理工程



II. 産業廃棄物処理に係る管理体制

